

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年 5月 2日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）名古屋茶屋新田 店舗計画
名古屋市港区茶屋新田土地区画整理事業地内99街区 1番の一部、99街区 2番
- 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社新昭和	代表取締役 松田 芳己	千葉県君津市東坂田 4丁目 3番 3号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定（食品スーパー）	未定	未定
未定（ドラッグストア）	未定	未定
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 7年12月15日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,359平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

170台

(2) 駐輪場の収容台数

119台

(3) 荷さばき施設の面積

49.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

51.48立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定（食品スーパー）	午前 8時00分	午後 9時45分
未定（ドラッグストア）		
未定		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物南側平面駐車場	午前 7時45分から午後10時00分まで
建物屋上駐車場	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物北西側荷さばき施設①	午前 6時00分から午後10時00分まで
建物北東側荷さばき施設②	

7 届出の日

令和 7年 4月14日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年 5月 2日から同年 9月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 9月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課